

にはどういう支援が必要か、一生懸命に考えて、あれこれ試行錯誤してくださる先生もおられます。専門性も愛情もどちらも大事ですが、私は後者の先生にわが子を託したいです。

学校全体の問題

不登校やいじめ、ゲーム依存、非行などの様々な問題を抱えた子どもたちがいます。これらの子どもたちに共通して言えることは、障がいのある子どもたちと同様に、自分の気持ちを言葉をつかって相手に適切に伝えることが苦手で、相手の気持ちになって考えることも苦手。そのせいで人間関係でいろいろなトラブルを起こし、不登校などになってしまうケースが非常に多いとのデータが出ています。そのような状況の中で、障がいのある子だけが分離されるのは変だなと思います。

先生ひとりで1学級 35～40 人の子どもを見ないといけなく、今の学級定数が種々の問題の根源ではないかと思っています。先生が忙しすぎて、個々の子どもたちに時間をかけて接する時間が取れないのではないのでしょうか。世界各国と比較すると、日本は子どもにける国の予算が最低レベルにあります。1学級 20 人程度になれば、先生が子どもひとりひとりにもっと手をかけられるようになり、インクルーシブ教育を実現できる可能性が広がるのと同時に、不登校やいじめなどの問題も相当に減るのではないかと思います。学校教育にもっと予算を割いてほしいです。

誰もが生きづらい社会

健常児と分離されている障がい児がかわいそう。学歴社会で親や先生からよい成績を取れと常にプレッシャーをかけられている健常の子どもたちもかわいそう。勉強を教えるだけでなく、部活の監督、モンスターペアレンツの対応までこなさないといけない教師も非常に大変で頭が下がる。昔みたいな地域共同体のつながりが乏しくなって、自分たちだけで子育ての重圧に耐えている保護者も大変。みんな心に余裕がなさすぎて、人間関係もギスギスしがち。いまは、誰もが生きづらい社会になっていると感じます。誰もがもっと気楽に幸せに生きられる未来になることを願います。



親たちは願う 我が子に日々の 喜びある暮らしを！ 現実的な居住支援制度を求める

公開
講座

現在、重度者を受け入れるグループホームは少なく、受け入れられたとしても「必要かつ十分な介護量」と「日々の喜びが大切にされること」の両方に不安をもつ親たちは、重度の我が子をグループホームに送り出す勇気をもてません。

今大会は親たちが思う「我が子の日々の喜びある暮らし」を語り合い、国の示す「サービス体制の確保」を、それぞれの地域で現実のものとするために、行政等への働きかけの動機付けとなることを目指して開催します。

日程

2024 10月5(土)日 ▶ 6(日)日

会場

オリエンタルホテル福岡
博多ステーション 3F(大ホール)

福岡市博多区博多駅中央街 4-23 TEL092-461-0170

10月5日(土)

基調講演

13:30

14:30

報告

14:40

17:30

日々の安心医療と喜びある福祉のあり方を思う

「障がいと生きる皆様に仰いだご指導」

かつて医療型障害児入所施設等に勤務。掛け替えのないご指導に感謝です。麻痺等と生きる方々と出会うたびにご指導を仰いできました。これからも地元福岡で皆様のご指導を仰いでお役に立ちたく、その他取組を報告します。



医師・参議院議員

講師 秋野 公造氏

福岡県の重度者の暮らしの現状

① 福岡県の重度者居住支援の実際と展望 福岡県福祉労働部障がい福祉課

② 乳幼児期・学童期・青年期・壮年期の医療と暮らしの実際と展望

親たちの福祉サービス不足の訴えに応え2014年に民間の療養介護事業所を開所以来、常に利用者ファーストの姿勢を貫き、最重度の方々の地域生活を支えている



社会福祉法人 あきの会
障がい児者医療生活支援ホーム
虹の家
理事長 中村 佳奈氏

③ 壮年期・「もう一つの家」という事業所と共に支える暮らし方

障がいのある我が子に、これまでの体験に繋がる暮らしを！ そんな親の願いを受け止めてくれる、生活スタイルの一つを見つけた気がします



福岡県肢連会員
社会福祉法人 北九州あゆみの会
地域活動部会副部長
吉富 すゞ子

④ 福岡市における重度者の日々の喜びある暮らしの場への取り組みについて

グループホームの数は増えても重度者は受け入れられにくい現実。親元から自立して地域で人として喜びある暮らしを営むために行政や社会に対して活動している



福岡県肢連副会長
認定 NPO 法人
障がい者より良い暮らしネット
代表 服部 美江子

10月6日(日)

講演と
グループ討議

9:30

11:45

障がいの重い人の日々の喜びある暮らしを支える 取り組みについて

IC機器を活用した作業やレクリエーション、e-スポーツを日中活動に取り入れ、また文化芸術棟を開設し、音楽やアート、書道、表現ダンスなど幅広い実践で利用者の心の安定と暮らしの豊かさに着目している。



福岡県肢連副会長
社会福祉法人 明日へ向かって 理事長
福岡市民間障がい施設協議会 理事長
講師 末松 忠弘

● グループ討議 「私の子どもの日々の喜びある暮らしのために」

ランダム(無作為)に構成したグループ内で意見を出し合い、今後に役立てていただきます

福岡県肢連会員一同と共に、九州ブロック大会に力を注ぎました

第40回 九州ブロック肢体不自由児者父母の会 福岡大会

親たちは願う 我が子に 日々の喜びある暮らしを！ 現実的な居住支援を求める

通称 福岡県肢連 のご紹介

■ 正式名称 福岡県肢体不自由児者福祉連合会

(一社) 全国肢体不自由児者父母の会連合会 加盟団体

■ 会員 肢体不自由児者および重症心身障がい児者に関わる団体・個人の集まり

■ 会員団体

当事者や親たちの会

- 野の花会
- 福岡あゆみの会
- (社福) 北九州あゆみの会
- 認定 NPO 法人障がい者より良い暮らしネット

福祉サービス事業者

- (社福) 明日へ向かって
- NPO 法人福祉フォーラムこすもす
- NPO 法人ばでい
- NPO 法人こもんはうす
- ワークショップみらい作業所

■ 会の目的 会員の暮らしの質を高めるため、学習の機会をつくり、国や行政に働きかけます

■ 活動内容 当事者や親たちの会は、各団体が独自の活動や訓練会、レクレーションなどを行う 福祉サービス事業所は、生活介護、就労支援、短期入所、などの福祉サービスを実施 全員・全体の活動は九州ブロック大会の主催、実行 全肢連の総会、全国大会、セミナーなどへの参加

■ 福岡県肢連のあゆみ

昭和 40 年 4 月 福岡市に発足後、久留米市、小郡市、などに拠点を置きながら変遷を経て
平成 24 年 5 月 福岡市に、現在の組織体制で活動を活発化させる

2012 年 10 月学習会

場所：博多フレンドホーム

「重度・重複障害者の生活を知ろう！
ネットワークを作ろう！」

2013 年 3 月 横浜市グループホーム見学

- 社会福祉法人 訪問の家
- NPO 法人グループホーム歩む会



2014年3月第2回福岡県肢連フォーラム
脱・家族介護を考える ～福岡の現状と課題～

2016年9月第32回
九州ブロック福岡大会

第2回福岡県肢連フォーラム

脱・家族介護を考える ～福岡の現状と課題～

障がいのある人の地域生活は家族介護によって支えられています。その家族は高齢化し、家族介護の限界が見え始めています。
また24時間医療的ケアが必要な人たちの介護もまた家族に重い負担がかかっています。
障がいのある人たちの家族介護からの自立は急務であり、どのようにしたら可能になるのでしょうか？
家族介護からの自立の後も、安心・安全、そして尊厳のある地域での暮らしを続けていくために、私たちは何ができるのでしょうか？
障がいのある人と家族が安心して暮らせる暮らしの場づくりと方法を学びます。

基調講演 「(障がい者)療養介護事業所ひなた家の取り組みと展望」
社会福祉法人 絆の会・療養介護事業所ひなた家 理事長 中村 昇氏

家族からの報告 短期入院に繋がるアンケート調査・NPO法人障がい者より良い暮らしネット
生活介護事業所による短期入院のメリット・デメリット…家族
重症心身障害者の現状…絆の会(重症心身障害者ネットワーク)

県会議員の立場から 行政として取り組むべき課題と展望
福岡県議会議員 大塚 恵利氏

日時 2014年3月8日(土) 13:00～16:30 先着120名 参加無料

会場 あいあいセンター(福岡市立心身障がい者福祉センター) 7階大研修室 福岡市中央区長浜1-2-8 (09-721-1611)

主催 福岡県肢体不自由児者福祉連合会

第32回九州ブロック 肢体不自由児者 父母の会 連絡協議会・福岡大会

公開講座 「脱・家族介護」

を考える～地域生活を支える仕組みと展望～
平成28年9月3日(土)・4日(日) ヒルトン福岡シーホーク1階アルゴスの間

3日(土) 13:20～14:20 開講授題
「脱・家族介護」を考える
重症心身障害児者たちの地域生活の今
佐賀・長崎・福岡 家族からの報告
コーディネーター 藤部美江子 (福岡県肢連副会長・認定NPO法人障がい者より良い暮らしネット代表)

3日(土) 14:30～16:00 講演1
**「障がいの重い人たちの地域生活を支える取り組み
～グループホーム開設から1年たった今思うこと～」**
講師：宮崎 信義 久山療育園 重症児者医療療育センター長

3日(土) 16:10～17:40 講演2
**「障害児者医療に携わる医師不足を解消し理解ある
医師を増やす取り組みと本人・家族を支える
医療・福祉・教育ネットワークについて」**
講師：三浦 清邦 豊田市こども発達センター長
(小児神経科医師・前名古屋大学障害児(者)医療学専攻講座教授)

主催 九州ブロック肢体不自由児者父母の会連絡協議会 主催 福岡県肢体不自由児者福祉連合会

親たちの願い

息子は 朝起きて母が入れたコーヒーを飲んで 朝ご飯を食べて、トイレを済ませ
朝ケアのヘルパーさんと外出の支度をして 送迎車が迎えに来てくれて 生活介護に行って 好きな
職員さんやあこがれの年下女子や友達たちと同じ空間で楽しく時間を過ごす

日曜日は毎週ガイドヘルパーさんと天神あたりに出かけ
ファミレスでメニューから好きなものを選んで ヘルパーさんに介助されながら ランチする

夕方には ヘルパーさんが来てお風呂に入れてくれて ヘルパーさんが帰った後
家族と少しのビールを飲みながら晩ご飯を食べて ナイトケアに来たヘルパーさんに見守られながら
今日の出来事なんかを聞いてもらい また少しのビールを飲んで 歯磨きして寝る
そして安心して眠りにつき 次の朝を迎える

こんな 人としての ごく普通の 当たり前の暮らし
それまで住み慣れた地域で 自分を愛してくれる人がいて 温かな眼差しを感じながら
自由に 好きなことを考え 好きな人と会い 好きなものを食べ 好きなことができる
これは誰にも共通する喜び ではないだろうか

親たちは

障がい重い我が子が 親元を離れても 親亡き後も 地域の中で こんな暮らしが
ずっと いつまでも 守られてほしい と願っているのではないか

福岡県肢連は このことを想いながら 活動을続けています

～公教育から「排除」され、行政による子ども家庭福祉支援から 「ネグレクト」される子ども達の苦悩～

福岡市児童家庭支援センター「はぐはぐ」所長 河浦龍生



筆者プロフィール

社会福祉士、福岡市子ども家庭支援(はぐはぐ)センター長
佐賀市要保護児童対策地域協議会スーパーバイザー
福岡大学法学部卒後 1974 年福岡市役所入庁。1996 年から福岡市児童相談所児童福祉司として勤務。2009 年福岡市こども総合相談センター緊急支援課長となり、2016 年退職。退職までの19年間は主に子ども虐待の対応を行う。

令和5年4月に施行されたこども基本法は、児童の権利条約の精神にのっとり、すべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目指しています。その施策は6つの理念を掲げています。

こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

1 すべてのこどもは大切にされ、
基本的な人権が守られ、差別されないこと。

2 すべてのこどもは、大事に育てられ、
生活が守られ、愛され、保護される
権利が守られ、平等に教育を受けられること。

3 年齢や発達 の程度により、
自分に直接関係することに意見を言えたり、
社会のさまざまな活動に参加できること。

4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、
意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって
最もよいことが優先して考えられること。

5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが
十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、
家庭と同様の環境が確保されること。

6 家庭や子育てに夢を持ち、
喜びを感じられる社会を
つくること。



いずれも、「すべての子ども」です。障がいがあってもなくても、重度でも軽度でも、家庭内暴力の問題を抱えていても、ゲーム依存を抱えていても、すべての子どもの基本的人権が保障され、自分らしく生きられるよう支援が必要です。

しかし実態はどうでしょうか。

「はぐはぐ」では、発達特徴を有する子ども達の学校現場での苦悩と、その結果である学校「不適応」からくる親子関係の不調に苦悩する家族からの相談が続いています。

ここでは次の二つの視点から意見を述べます。

1. 公教育の場で、発達特徴を持つ子ども達への合理的配慮の保障と徹底
2. 行政による子ども家庭福祉支援のあるべき姿

1. 公教育の場で、発達特徴を持つ子ども達への合理的配慮の保障と徹底

(ア) パターナリズムの公教育が発達特徴を持つ子どもたちに与える深刻なストレス

子どもたちは学校で発達特徴を理解されず、苦手さを叱責され、出来ないことを強いられる。

これはまさにパターナリズムそのものと言わざるを得ません。※パターナリズム：強い立場にある者が、弱い立場にある者の利益の為だとして本人の意志は問わずに介入・干渉・支援すること

これらの環境にさらされる子どもたちが感じる不安やパニックが心的外傷（以下トラウマ）となっています。トラウマとは災害や暴力、怪我など、日常生活の中で大きなストレスとなる出来事によって生まれる心理的な傷であり、深刻なストレス反応を引き起こすものです。

トラウマの症状を抱えたこどもは苦痛や不安と恐怖で混乱し、自分の世界に閉じこもります。



(イ) 発達特徴を有する子どもはこんなことに苦労している

■ 繊細で傷つきやすい

発達特徴がある子ども達は繊細です。

客観的に見れば「大した事ではない」「そんな事ぐらいで」「我慢が足りない」と聞き流したり受け流したりして済むようなことでも繊細で傷つきやすい発達障害の子どもには、それらの対応によって心が傷つき、ひどい場合はトラウマになってしまうこともあります。

トラウマの症状で一番苦しいのは侵入症状です。侵入症状とは過去のトラウマ場面が再現されることです。その反応としてパニックになります。パニックの反応には主に3つあって「攻撃的になる、その場から逃げる、固まってしまう」です。その他にも、回避症状があり恐怖の対象から回避しようとする結果、教室に入れなくなります。さらに、自己や対人関係で認知の歪みが起きますが、特に被害的認知が強まり「被害妄想」にもなります。さらに、常に過覚醒状態にあり、癇癪が起きやすく、睡眠困難や自律神経失調にもなることもあります。

■ 感覚過敏による生活のしずらさ

音や匂い、味覚、肌触り、その他にも寒暖の差や気圧の変化に過敏で、生活そのものに強いストレスがあります。その状態は学校の場でも同様で、教室内のざわざわ、大声での騒ぎ、先生の大声の叱責、怒鳴り声などをきつく感じることから教室に入りづらくなります。繊細な彼らは友人が叱られていることでも、自分のことのように感じます。

ある子どもは、隣のクラスの担任の怒鳴り声がきつく、学校に行けなくなりました。清潔過敏の子どもは自分の物を触られることや、共同で使う物への嫌悪感が強くなることもあります。

■ あいまいな言葉は理解しにくく想像力の乏しさ、言葉でのコミュニケーションが苦手

曖昧な言葉や抽象的な言葉は伝わりづらく、授業内容も理解できず、先生の指示も理解出来ないことがあります。会話の文脈で理解するのが苦手で、言葉どおりに理解します。言葉以外のコミュニケーションはとても苦手です。想像力も乏しいので、作文や感想文が苦手になります。算数の計算は得意ですが、文章問題は苦手です。ひとつの問題ができて同じような他の問題への応用も苦手です。そして「自由にしていよいよ」など、自由度が大きくなるとどうしていいかわかりません。

■ 社会性や社会のルールを身に付けられない

一定の年齢であれば、当然社会生活のなかで身に付けているであろう、社会の常識やルールがわからないことがあります。学校のルールも、状況によっては許される等の「暗黙の了解」も、教えられないとわかりません。そのことで周囲とトラブルが起きやすくなります。子ども自身が腑に落ちるような納得が出来ないと身に付きませんし、他児のルール違反は許せず攻撃的になることもあります。

■ 友人からの「いじめ」に傷つく

様々な苦手さから、友人から「もう遊ばない」と言われたり、「一緒に帰らない」と言われたり、「仲間はずし」にされたりすることもあります。出来ないことを非難されることもあり「自分は嫌われている」と思い込み、傷つき苦しみます。

苦手さや出来なさを茶化し、はやし立てられることもあります。学校では友人への対人恐怖から教室に入れなくなります。仲がいい友人が一人でもいると違いますが、その友人に固執したり執着したりすることもあります。同じような特徴がある子どもとは共感出来て友人になる場合もあります。

(ウ) 大事なことは自分自身の「心の怪我」を理解させること

それらの子どもへの支援で大事なことは、まずは、安心安全な環境です。重要なことは、家族や子ども自身へのトラウマについての心理教育です。子どもは自分がなぜこのような状態になるかわかりません。他害をしてしまう、自分を傷つけてしまう、親から叱られてもやってしまう自分を「自分はダメだ」と思い込み、自分を責め続けます。これらはトラウマによるものだとして説明し「決してあなたは悪くない」と伝えることで、子どもは自分の「心の怪我」を認識し、克服しようとする方向に歩みだせます。その理解がないまま、トラウマ反応を我慢させることは困難で、うまくで

きません。その結果「自分はダメだ」を強化してしまいます。

■ 自分は「教育虐待」をおこなっていないか

以上述べたように、発達特徴を有している子どもには一人ひとりの特徴に応じた対応が求められます。それは国連の障害者権利条約でも認められた「合理的配慮」に他なりません。

古庄純一氏（古荘とも表記あり。青山学院大学教育人間科学部教授/小児科医）は、発達特徴に配慮のない対応を教育虐待と言っています。虐待者は子どもと一定の関係ある大人(教師、部活コーチ、親など)です。子どもの発達特徴を理解せず「画一的な指導を行うことは、子どもにとって有害なことを強要することになる」ことを強く意識するべきです。

他にも

「学習障害の子どもに、他の子どもと同じテキストを使用して反復させる」

「不安の強い子どもに、常に目を見つめて話すこと、視線を無理に合わせることを求める」

「大きい声で話すよう強いる」

などは、不安を増幅させるだけでなく、その場を何とか回避したいと思わせ、回避行動をさせてしまうことになります。

感覚過敏に理解なく、「わがまま」「堪え性がない」「食わず嫌い」等と強要すると、子どもにとってはトラウマ体験となります。「慣れれば大丈夫」ではなく「本人が慣れない」ことに「周囲の大人が慣れる」必要があると指摘しています。そして「大人数の一斉授業は、一人一人に必要な教育にならないので教育ネグレクトである」とも言っています。

教育虐待は、子どもの将来の為と思ってさせているところにその深刻さがあります。

■ マルトリートメントと教室マルトリートメント

「マルトリートメント」とは、「大人の子どもの不適切な関わり」を意味しており、児童虐待の意味を広く捉えた国際的な概念です。友田明美氏（前福井大学子どものこころの発達研究センター長）はマルトリートメントは「子どもの心と身体の健全な成長・発達を阻む養育をすべて含んだ呼称」であると言っています。

子どもの自尊感情や情緒的な健康の発達を妨げるような行為や、身体的・性的・心理的虐待やネグレクトだけでなく、孤立させる、威圧、脅し、恐がらせる、けなし、恥をかかせる、褒めない等不適切な扱いが相当します。これらは、こどもの心を傷つけトラウマを抱えさせます。

川上康則氏（公認心理師、臨床発達心理士、特別支援教育士スーパーバイザー）は教室の中で行われるマルトリートメントのことを強調して「教室マルトリートメント」としています。「学校や教室で繰り広げられる指導の中に根深い問題があり」合理的配慮を行わない教育虐待も、教室マルトリートメントとしています。

■ 教室マルトリートメント

- ・励ましや賞賛をしない
- ・支援が必要な子どもの合理的配慮を行わない
- ・取り組むべき学級の課題を放置する
- ・威圧的・高圧的な指導、力で抑える指導

- ・子どもが自信をなくすような強い叱責
- ・子どもの人格を尊重しない言動
- ・子どもの主体的な行動を妨げるような指導
- ・手や物で叩く、つねる、蹴る、どつく
- ・手足を持って引きずって移動させる

■ 教室マルトリートメント（ネグレクト）

- ・眼を合わせない、笑いかけない
- ・特定の子どもを指名しない
- ・本来ならば、必要なはずの語りかけや触れ合いをしない
- ・活動に参加させない、一方的に教室から外に出す
- ・必要な賞賛を行わない、成長を価値付けしない
- ・必要な情報提供を行わない
- ・その子の気持ちや心理的な危機が迫っていることに気付けていない
- ・子どもからの主体的な提案を受け入れない

その結果

- ・多くの子ども達は黙って高圧的な教師に従っている
- ・教師の一方的語りが多く、子ども達が発言できない空気感が教室を支配している
- ・先生の顔色を見ながら子どもが動いている（考えて動けない）
- ・職員室では「子どもになめられないように、もっと締めたほうがよい」
「力で押さえないと子どもが甘える」

という状況に陥っていないでしょうか。教室が、できていない子を報告しあう監視社会に陥っているようにも感じます。

■ こんな言葉はトラウマによるフラッシュバックやパニックを誘発するおそれがあります 質問形式で問い詰める

- ・何回言われたらわかるの
- ・どうしてそういうことするの
- ・誰に向かってそんな口のきき方するんだ

本当の意図を語らず、うらを読ませようとする

- ・やる気がないなら、もうやらなくていいから
- ・勝手にすれば
- ・あなたの好きにすれば

脅して動かそうとする

- ・早くしないと〇〇させないから
- ・じゃあ、〇〇できなくなるけどいいんだね
- ・もうみんなとはさせられない

虎の威を借りる

- ・お母さんに言うよ、お父さんをよぶよ
- ・校長先生に叱ってもらうから

下学年の子と比較する

- ・そんな子は1年生からやりなおして下さい

- ・幼稚園に戻りたい？

指導者側に責任がないことを強調する

- ・ダメって言ったよね
- ・もうやらないはずだったよね

見捨てるような

- ・じゃあ、もういい
- ・さよなら
- ・バイバーイ

分離不安のため子どもに付き添い登校し、終日教室にいる母がこんな感想を寄せました。

「先生は余裕がなく、くなめられたらいかん」と必死のようです」

■ 学校に相談し配慮を求めるが対応しないことに苦しむ親

「はぐはぐ」で受け付ける相談には、担任や学校の対応に不信感を強め、友人への不信感も強め、子どもが不登校になるケースもあります。

不適切な対応事例の数々

- ・ 子どもが友人とのトラブルを担任に相談するが、取り合わなかったり、「喧嘩両成敗」と対応する
- ・ 親はトラブルの事実調査を求めるが担任は対応しない
- ・ 大声で叱責しないようお願いしても、対応しない
- ・ （情緒支援級に措置決定されたが地元の学校ではなく、家庭の事情で毎日の送迎が出来ない。地元の学校通常級にお願いし、診断があるので配慮を求めたが、校長は「配慮はできません」「6年間保育所が続いていると思って下さい」
- ・ 様々な苦手がある子どもに「学校では教えることはできません。家で教えて下さい」
- ・ 登校できない子どもに「泣いても無理やり学校に連れてきてください。成功体験が大事です」
- ・ 多動で集中が苦手な子どもに「どう扱っていいのかわからないので、放置しています」
- ・ 大声で叱る担任への注意を校長にお願いしたら「担任の心が折れますから、子どもさんを頑張らせてください。」
- ・ 担任に大声の叱責はやめるように言ったら「教育方針が違いますね、今後、お宅のお子さんには関わらないようにします」
- ・ パニック反応を繰り返す子どもの親に「うちの学校には合わないようですね。」とフリースクールのパンフレットを渡す
- ・ 不安緊張が強く、安心できる居場所を求めたら「学校には安全なところはないのですよ」
- ・ 発達特徴で授業に集中出来ないのに、連絡帳に「家庭で話し合ってください」

西日本新聞にも『怒鳴る教員を止めない空気「教育理念だから」同僚見て見ぬふり 子どもに過剰な罰も、「いじめと同じ」』（2024/2/5 朝刊）という記事が掲載されました。

福岡市では、先生の不適切対応があっても、その事を訴えて救済され改善される仕組みがありません。保護者でないので行政も介入しません。このことも大きな課題です。

2. 行政によるこども家庭福祉支援から「ネグレクト」される子どもたちの苦悩

安心安全の環境整備がないと「迫害体験」⇒「対人恐怖」⇒「不安障がい」へと悪化する

学校での教室マルトリートメント、友人のいじめ等「迫害体験」が先生や友人への対人恐怖となり、その後も安心安全が損なわれ続けると不登校になり、外出も出来なくなります。対人恐怖から学校全体、社会全体への不安障がいへ悪化し、家に閉じこもり、自分を癒してくれ、不安を忘れさせてくれるゲームに過度にのめり込みます。親は心配し、子どもに病院の受診を勧めますが子どもは行きたがりません。親は途方に暮れます。

学校「不適應」から親子関係の不調が生み出される

子どもの家庭での暴言や暴力等「行動問題」は学校不適應から始まります。発達特徴がある子ども達は、学校でのきつさを感じても登校して学校で頑張ります。むしろ、クラスでリーダーシップをとり、先生から頼られることもあります。

そのストレスを家に持ち込むのですが、ストレスフルな状態を理解できない親の関わりに怒りを抱え、暴言暴力となります。

幼いころから「育てやすい」と思っていた子どもはある時期から癇癪が多くなったりします。親は癇癪の対応にへとへとになります。

親が子どもの発達障がいを理解しないまま叱責などを繰り返せば、物を投げるなどの「問題行動」はいっそう悪化し悪循環となります。そのような状態が長く続くと親は身も心も疲弊します。

親子関係の不調が情緒障害という二次的問題を招く

子どもの暴言暴力に耐えられず、母もトラウマを抱え苦しみます。家に帰りたくないと言った車の中から相談電話があります。子どもへの拒否感から、子どもへの生理的拒否となり、幼児期であれば腕枕しても鳥肌がたったり、子どもが残したものを食べられなかったり、子どもが入った風呂に入れなかったり、など、母も苦悩します。子どもは親の状況を敏感に感じ、しがみつくように暴言暴力が繰り返されます。母が泣いていると「嬉しい気持ちになる」と言う子もいました。このような状態になると、父親の激しい叱責や体罰を誘発し、一層親子関係は不調となります。これらは情緒障がいという二次的問題を引き起こしています。

それは結局のところ、子ども虐待と同様に、不適切な関わりが子どもにトラウマとアタッチメント(親子の心理的絆)問題を抱えさせることとなりますが、根っこは、どちらもアタッチメント問題です。適切なケアがなければ自傷他害となり、さらにケアがなければ将来の虐待の世代間連鎖に繋がります。

担任の良好で適切な対応で状態が安定した子どもが再び不登校に

幼いころからADHD傾向やASD傾向がある子どものケースです。小1では特に問題なく、困っている友人を助ける優しい子でした。2年生になり、文章を書けない等勉強のつまずきから癇癪がひどくなりました。感覚過敏も強くなり、味覚過敏や大きい声を嫌がるようになりました

。「白黒思考」が強まり、強迫行動もみられ、変化にも弱くなりました。何よりも嫌だったのは担任の叱責でした。とても怖がっていました。家では家庭内暴力も起きていました。

小3の担任は優しく信頼でき、適切な配慮も受けることができた結果、学校生活は安定してきました。病院で診断を受け、情緒の支援級に措置が決定されました。ところが、情緒支援級の先生は寄り添いや優しさが乏しく、大声の叱責や「威圧感」がきつく、再び不登校となりました。家庭でも再び家庭内暴力になり、ゲームに依存傾向となりました。

西日本新聞（2022/9/29 朝刊）には『夏休み明けSOSのサインかも・・・「迷わず学校休ませて」子が不登校、親たちの自戒』という記事が掲載されました。

親子関係調整支援は、児童相談所の一時保護による親子分離の支援が必要

親が子どもへの拒否感や、一緒に居ることが辛くなる親子関係の不調は深刻です。児童相談所（以下児相）は親子を分離する一時保護の権限がありますが、一時保護は、子どもの安全確保の他、親子関係を調整し、親子関係を支援する為の保護が出来ます。一時保護は親子の同意は必要としません。家庭内暴力を繰り返す子どもを精神科病院に入院させ改善することもあります。退院後、同じことが繰り返され、警察が何度も関与することもあります。このような場合、児相による一時保護しかないのですが、児相は「本人の同意がない」ことを理由に一時保護しません。本人への積極的アウトリーチ支援ありません。親は悲嘆にくれます。

国の基本方針にある「誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援」 福岡市は？

「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針(R3年12月21閣議決定)」では、「待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換」することを求めています「はぐはぐ」で知る限り、家庭内暴力事案に積極的なアウトリーチ支援は行われていません

さらに同基本方針では「非行やいじめなどの問題行動は、こどもからのSOSであり、加害者である前に被害者でもある場合がある」「また、困難を抱えるこどもの保護者自身も、その生育過程において被虐待体験その他の様々な困難を経験していたり、現に様々な困難に直面していることも少なくない。こうした構造的な要因を踏まえ、表出している問題行動などへの対処のみならず、保護者に対する支援をはじめとする成育環境へのアプローチが不可欠である」とも示しています。

様々な権限を持つ専門機関の児相が動かないのであれば、問題を抱えた親子は放置されます。児相のネグレクトと言わざるをえません。

こども基本法に基づく、こども政策基本理念の実践を早急に

発達特徴を有する子どもたち、教育虐待に傷ついている子どもたち、親子関係の不調に苦悩している子どもと家族、さらに最も家庭養育が困難と言われる「強度行動障がい」の子どもたち。」

そんな人たちへの支援や居場所が保障されること、子どもにとって最も影響力の大きい教育現場が子ども主体に変わることで、その為にこそ第三者による子どもの人権救済機関の設置。そし